飯豊町プロポーザル方式の実施に関するガイドライン

（趣旨）

第１条　このガイドラインは、町が発注する業務等の契約において、プロポーザル方式により受託候補者を選定するものについて、その選定の公平性、透明性及び客観性を担保するため、プロポーザル方式による選定の手続きに関し、遵守すべき事項を定めるものとする。

（定義等）

第２条　このガイドラインにおいて、プロポーザル方式とは、その性質又は目的が価格のみによる競争入札に適さないと認められる場合において、一定の参加資格要件を満たす提案者からの企画提案書（以下「提案書」という。）の提出を受け、ヒアリング又はプレゼンテーション（以下「ヒアリング等」という。）による審査及び評価を行い、最も優れた提案をした者を受託候補者とする方法をいう。

２　プロポーザル方式の形式は、次に掲げるものとする。

(1) 公募型

広くプロポーザル方式による選定への参加を募集し、当該募集に応じて申込みがあった者のうちから、その参加資格要件を満たす者により実施するプロポーザル方式をいう。

(2) 指名型

プロポーザル方式による選定への参加資格要件を満たす者の中から、参加させることが適当と認める者を指名し、実施するプロポーザル方式をいう。

（プロポーザル方式実施の原則）

第３条　プロポーザル方式による選定は、原則として、公募型プロポーザル方式により実施するものとする。ただし、業務の内容等が公募型プロポーザル方式による選定に適さない場合において、入札参加有資格者名簿に登録されている者からその条件を満たす全者を選定するなど、競争性が十分に確保されていることが認められるときは、指名型プロポーザル方式による選定を実施することができる。

（対象業務等）

第４条　プロポーザル方式によることができる業務は、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等価格以外の要素を含めて総合的に判断する必要があるもので、競争入札がなじまない業務のうち、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 行政計画等の調査や立案等の業務

(2) 大規模かつ複雑な施工計画の立案や景観を重視した施設整備等の業務

(3) システム開発、機器導入、リース等の業務

(4) 催事、公演、イベント、デザイン、編集等の芸術性、創造性等が求められる業務
(5) 施設等の維持管理、運営等の業務
(6) 前各号に掲げるもののほか、プロポーザル方式により実施することが適当であると認められる業務等

（事前審議等）
第５条　プロポーザル方式による選定を実施しようとする所管課等（以下「所管課」という。）は、会議による審議又は起案による回議等を経た上で、あらかじめ次に掲げる事項を定めておくものとする。ただし、飯豊町建設工事等指名業者選定審査委員会要綱（平成 10 年４月１日訓令第５号）第２条第２号又は第４条の規定により、飯豊町建設工事等指名業者選定審査委員会において審議される場合は、この限りでない。
(1) プロポーザル方式を採用する理由及び効果
(2) 実施形式及びその形式を採用する理由
(3) 公募型プロポーザル方式における参加資格の設定に関する事項
(4) 指名型プロポーザル方式における指名する者の選定に関する事項
(5) プロポーザル審査委員会設置要綱及びその委員構成
(6) 審査項目及び評価基準並びにその配点
(7) 選定までのスケジュール
(8) その他必要と認められる事項
２　前項第６号の審査項目については、対象業務の内容に応じて、項目毎の要件等の詳細を適切に定めるものとし、その主なものは、次のとおりとする。
(1) 提案者に関する項目（実績、技術者の人員配置、経営規模等）
(2) 提案書、ヒアリング等に関する項目（提案内容、実施体制、経験・実績等）
(3) 参考見積価格に関する項目（提案内容との整合性、価格評価等）

（実施要領の策定）
第６条　所管課は、プロポーザル方式による選定の実施に当たり、業務の概要、参加資格、審査方法等、当該プロポーザルを実施するうえで必要となる事項を定めた実施要領を策定するものとし、その定める内容は別表のとおりとする。
２　実施要領に定める事項は、全て公表することとする。
３　前項の公表は、原則として町の公式ホームページ及び所管課が定める閲覧場所により行う。

（参加資格）
第７条　プロポーザル方式に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。
(1)　飯豊町入札参加有資格者名簿に登録されていること。
(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定により、町の入札参

加制限を受けていないこと。

(3) 飯豊町暴力団排除条例(平成 24 年条例第 1 号) 第２条第３項に規定する排除措置対象者に該当しないこと。

(4) 飯豊町建設工事請負業者指名停止要綱（平成 10 年通達第 19 号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(6) 都道府県税及び町税等に滞納がないこと。

２　前項の規定にかかわらず、業務の特殊性などを考慮し、広く提案を求める必要がある等の場合には、業務等の実施に際して必要と認められる要件を別に定めた上で、同項１号に該当しない者をプロポーザル方式による選定に参加させることができる。

３　前項の規定により、飯豊町入札参加有資格者名簿に登録されていない者をプロポーザル方式に参加させようとする場合は、次に掲げる書類を提出させ、所管課において審査を行った上で、その参加の適否を判断するものとする。

(1) 法人又は個人の公的証明書（商業登記簿事項証明書等）

(2) 納税証明書（未納がないことを確認できるもの）

(3) 暴力団等排除措置対象者照会に係る同意書

(4) 資格の登録証等（資格等が必須な場合）

(5) 財務諸表等（必要に応じ）

(6) 業務経歴書等（必要に応じ）

(7) その他審査に必要な書類

（公募型プロポーザル方式）

第８条　所管課は、公募型プロポーザル方式による選定を実施しようとするときは、参加申込期間の初日の 10 日前までに実施要領等を町公式ホームページに掲載する等の、必要な周知を実施することとする。なお、より広く周知するため、飯豊町公告式条例（昭和 41 年飯豊町条例第１号）に定める掲示場に公告する等の対応を行うこととする。ただし、急を要する場合にあっては、当該公告の期間について、参加申込期間の初日の５日前までの実施とすることができる。

２　参加申込受付期間は７日以上の期間を確保するものとする。

３　所管課は、公募型プロポーザル方式による選定に参加しようとする者（以下「参加申込者」という。）に、公告において指定する日までに実施要領等に定める必要書類を添付した参加申込書を提出させ、それらに基づき参加資格の審査を行うものとする。

４　所管課は、参加資格の審査を終えたときは、参加申込期間の最終日から５日以内に、その結果を書面により参加申込者全員に通知するものとする。この場合において、参加資格を満たしていないとした参加申込者に対しては、所管課は、その理由及び当該参加

申込者が理由の説明を書面で求めることができる期間（５日以上）を付して、その結果を通知するものとする。

５　前項の規定により、参加申込者から当該理由の説明を求められた場合には、速やかに書面で回答するものとする。

６　第４項の規定にかかわらず、前条第２項の規定により飯豊町入札参加有資格者名簿に登録されていない者を参加させる場合における当該参加申込者に対する通知等の取扱いについては、所管課が別に定めるものとする。

（指名型プロポーザル方式）

第９条　所管課は、指名型プロポーザル方式による選定を実施しようとするときは、参加承諾書又は辞退届の提出期限の 10 日前までに、参加指名の通知に併せ、実施要領等を配布するものとする。ただし、急を要する場合にあっては、実施要領等の配布等について、参加承諾書又は辞退届の提出期限の５日前までの実施とすることができる。

（提案書の提出期限等）

第 10 条　提案書の提出期限は、公募型プロポーザル方式による選定にあっては参加資格の審査結果を通知した日から、指名型プロポーザル方式による選定にあっては参加承諾書の提出期日から、それぞれ起算して 20 日以上の期間を確保するものとする。ただし、急を要する場合にあっては、その期間を短縮することができる。

２　所管課は、公告等において指定する期間において、提案書の作成等に関する質問を書面により受け付けるものとする。

３　前項の質問に対する回答は、当該プロポ―ザル方式による選定に参加する全ての提案者に対し、速やかに書面により行わなければならない。

（プロポーザル審査委員会）

第 11 条　所管課は、プロポーザル方式による選考の実施に当たり、プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置しなければならない。

２　委員会は、次に掲げる事項について審査するものとする。

⑴ 審査方法及び評価基準の決定に関すること。

⑵ 提案書の審査及び受託候補者の選定に関すること。

３　委員会の委員は５名以上で組織するものとし、当該プロポーザル方式による選定を実施する所管課の属する職員をもって構成する。ただし、必要に応じて、当該部等以外の職員を委員会の委員とすることができる。

４　委員会は、必要に応じて、学識経験者等の職員以外の者の意見を求めることができる。

５　所管課は、委員会に関する詳細について、別に要綱等を策定するものとする。

（審査の方法）

第 12 条　委員会は、実施要領に基づき、提出された提案書等の書類審査のほか、ヒアリング等の結果も踏まえ、総合的な観点から受託候補者を選定するものとする。

２　審査に際しては、可能な限り提案者の称号や名称、代表者の氏名等については匿名とし、審査の過程において恣意性が働かないよう配慮するものとする。

３　審査は、対象業務の内容に応じて適切に定めた配点により、審査項目を全て点数化し採点するものとする。

４　業務の一定の質を担保するため、審査における最低基準点を設けるものとする。

５　受託候補者の選定は、各委員の評価した点数により順位を付け、最低基準点以上で最も評価点の高い者を、委員会での審議の上、受託候補者として決定する。なお、最低基準点以上で最も高い評価点の合計が同点となる者が２者以上あるときは、同点となった全ての者について、委員会での審議によりその順位を決定し、順位が１位の者を受託候補者とする。

６　委員会は、全ての提案が最低基準点を下回った場合にあって、契約の目的が達成できないと判断したときは、受託候補者を決定しないことができる。

（審査結果の通知）

第 13 条　所管課は、当該プロポーザル方式による選定に係る全ての提案者に対し、審査会後５日以内にその審査結果を書面により通知するものとする。この場合において、受託候補者として選定されなかった者に対しては、その理由及び当該提案者が理由の説明を書面で求めることができる期間（５日以上）を付して、その結果を通知するものとする。なお、提案者から当該理由の説明を求められた場合には、速やかに書面で回答するものとする。

（審査結果の公表）

第 14 条　所管課は、審査結果について、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 業務の内容

ア　業務名

イ　業務概要

ウ　履行期間

(2) 受託候補者

ア　商号及び名称

イ　所在地

ウ　評価点

(3) 審査の内容

ア　審査委員会開催日

イ　提案者総数

ウ　全ての提案者の商号及び名称（50 音順）

エ　全ての提案者の評価点及び順位（提案者の表記にあたっては、Ａ、Ｂ、Ｃなどを用い提案者が特定できないようにすること。）

２　前項の公表は、原則として町の公式ホームページ及び所管課が定める閲覧場より行う。

（提案書の取扱い）

第 15 条　提案書の取扱いについては、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 提案書の提出後は、原則として提案書に記載された内容の変更を認めないものとする。

(2) 提出された提案書については、返却しないものとする。

(3) 提出された提案書は、プロポーザル方式による受託候補者の選定のために使用し、また、複製等をすることができるものとし、提出者に無断でその他の目的のために使用することはできないものとする。

(4) 提出された提案書は、飯豊町情報公開条例（平成 10 年飯豊町条例第１号）に定める行政情報の開示の請求に基づき、同条例第７条各号に規定する不開示情報を除き、第三者に開示することができるものとする。

（契約の締結）

第 16 条　所管課は、受託候補者を選定した後、契約を締結しようとするときは、飯豊町財務規則（昭和 63 年規則 3 号）に定めるところにより、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号に定める随意契約により、その手続きを進めるものとする。

附 則

このガイドラインは、令和８年４月１日から実施する。

別表（第６条関係）

事 項	内 容	備　考
１ 業務概要	件名、目的、内容、履行期間、契約上限額等	
２ 予算	提案（見積り）限度額	
３ 参加資格	参加資格の要件、参加申込資格の審査等	公募型のみ
４ 参加意思の確認方法	参加承諾・辞退届の提出期限等	指名型のみ
５ 提案書の作成方法	提案書の内容、様式、見積価格、作成上の注意事項等	
６ 提案書の提出方法	提出方法、提出期限、提出部数、提出先等	
７ 質疑・回答	質疑に関する提出方法、提出期限、回答方法等	
８ 審査方法	審査委員会、審査内容、評価基準、プレゼン方法等	
９ スケジュール	全体スケジュール、候補者決定までの事務手順等	
10 その他	その他必要な事項等	

プロポーザル方式による標準的な実施フロー図

